

第58期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 5階 501号室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第9号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第58期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	21
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42

ハリマ共和国産株式会社

証券コード：7444

証券コード 7444
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄313番地
ハリマ共和物産株式会社
代表取締役社長 津 田 信 也

第58期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第58期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.harimakb.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 5階 501号室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第58期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第9号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご来場いただきました株主様へのお土産を取り止めとさせていただいておりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

日時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到着しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送ください)



議決権行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時30分(到着分)まで

議決権行使書のご記入方法

<p>議決権行使書</p> <p>〇〇〇〇〇株式会社 御中</p> <p>XXXX年XX月XX日</p> <p>こちらを切り取って ご返送ください。</p>	<p>お願い</p> <p>1. _____</p> <p>2. _____</p> <p>3. _____</p> <p>4. _____</p> <p>〇〇〇〇〇株式会社</p>
--	---

各議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合

賛 に○印

反対の場合

否 に○印

※各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱います。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、内部留保を充実しつつ、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針を堅持しつつ、利益水準や配当性向を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は269,169,150円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,200,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,200,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるために、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

1. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削除)
4. <u>会計監査人</u>	3. <u>会計監査人</u>
第2章 株式	第2章 株式
(単元未満株式についての権利の制限)	(単元未満株式についての権利の制限)
第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 (現行どおり)
1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	1. (現行どおり)
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	2. (現行どおり)
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利	3. (現行どおり)
4. <u>第11条</u> に定める請求をする権利	4. <u>次条</u> に定める請求をする権利
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は、 <u>8</u> 名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第24条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任) 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則) 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議で定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役および監査役会	(削除)
(監査役の員数)	
第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削除)
(監査役の選任)	
第29条 監査役は、株主総会において選任する。	(削除)
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	
第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤監査役)	
第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知)	
第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	(削除)
(監査役会の招集権者)	
第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。	(削除)
(監査役会規則)	
第34条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(監査役の責任免除)	
第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。	(削除)
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(事業年度) <u>第36条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) <u>第37条</u> 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。</p> <p>(中間配当金) <u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第39条</u> 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>(事業年度) <u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(期末配当金) <u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(中間配当金) <u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(期末配当金等の除斥期間) <u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、第58期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、取締役全員（8名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	つだ たか お 津田 隆 雄 (1951年2月13日生)	1976年4月 当社入社 1979年4月 当社取締役 1980年2月 当社常務取締役 1990年2月 当社代表取締役専務 1993年12月 当社代表取締役専務、管理本部長 2000年6月 当社代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役会長（現任） 【取締役候補者とした理由】 津田隆雄氏は、当社の前社長として長年にわたりグループ全体の経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。現在は代表取締役会長として、経験に裏付けられた的確な視点から経営全般に関する助言を行っており、重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といいたしました。	一株
2	つだ しん や 津田 信 也 (1957年3月16日生)	1982年1月 当社入社 1984年5月 当社取締役 1987年4月 当社取締役、仕入企画部長 1990年2月 当社常務取締役、商品本部長 1995年4月 当社常務取締役、管理部門管掌 2000年6月 当社代表取締役副社長 2016年6月 当社代表取締役社長（現任） 【取締役候補者とした理由】 津田信也氏は、企業経営者としての豊富な経験を有しており、人格・見識ともに優れております。当社においては、2000年6月から代表取締役副社長を、2016年6月より代表取締役社長を務め、長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。これらのことから当社の持続的な企業価値向上に資する者として適任であると判断し、取締役候補者といいたしました。	20株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	つちやまさてる 土屋匡輝 (1981年7月18日生)	<p>2012年10月 当社入社</p> <p>2017年4月 当社サードパーティ・ロジスティクス事業部物流管理第2グループグループマネージャー</p> <p>2019年6月 当社執行役員、サードパーティ・ロジスティクス事業部物流管理第2グループマネージャー</p> <p>2020年6月 当社取締役、サードパーティ・ロジスティクス事業部物流管理第2グループマネージャー</p> <p>2021年4月 当社取締役、ロジスティクス本部長</p> <p>2022年6月 当社常務取締役、ロジスティクス本部長</p> <p>2024年4月 当社常務取締役、経営企画室長</p> <p>2024年6月 当社専務取締役、経営企画室長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 土屋匡輝氏は、ロジスティクス部門での豊富な経験と深淵な知見を有しており、現在は経営企画室を担当し、リーダーシップを生かした組織全体の戦略的な展望と目標の策定を行っております。このような経験と実績は、当社の経営に大いに貢献すると判断し、取締役候補者としたしました。</p>	60,000株
4	ふじわらとしや 藤原稔也 (1966年8月1日生)	<p>1991年4月 当社入社</p> <p>2016年6月 当社執行役員、ホールセール事業部統括マネージャー</p> <p>2018年4月 当社執行役員、ホールセール事業部長</p> <p>2019年6月 当社取締役、ホールセール事業部長</p> <p>2021年4月 当社取締役、ホールセール営業本部長</p> <p>2024年6月 当社常務取締役、ホールセール営業本部長 (現任)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 藤原稔也氏は、営業に関する業務に従事し、幅広い取引先との関係を築いてまいりました。また、営業力の強化並びに安定収益の確保に貢献しております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。</p>	6,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	やなぎ うち しげ ひろ 柳 内 成 弘 (1965年5月21日生)	2000年10月 当社入社 2015年4月 当社マネジメントサポート本部 管理グループマネージャー 2019年6月 当社執行役員、マネジメントサポート本部 管理グループマネージャー 2021年4月 当社執行役員、経営管理本部長 2024年6月 当社取締役、経営管理本部長 (現任)	850株
【取締役候補者とした理由】 柳内成弘氏は、主に経営管理部門に関する業務に従事し、豊富な業務経験と知見を有しております。また、幅広い内部ステークホルダーとの連携により、財務健全性と組織の効率性を向上させ、安定成長の確保に貢献しております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。			

(注) 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	み わ まさ とし 三 輪 正 俊 (1960年9月5日生)	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社マネジメントサポート本部長 2012年6月 当社執行役員、マネジメントサポート本部長 2016年6月 当社取締役、マネジメントサポート本部長 2021年6月 当社常務取締役、商品企画本部長 2024年4月 当社常務取締役、監査本部長(現任)	5,900株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三輪正俊氏は、管理部門や商品企画部門の指導者として幅広い業務経験と知識をもつ一方で、現在は監査本部長として業務の適正性とリスク管理を担当しています。これらのことから、当社の経営に対する監査・監督を行う監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	
2	まえ はら けい じ 前 原 啓 二 (1963年2月2日生)	1987年9月 監査法人中央会計事務所入所 1991年3月 公認会計士登録 2000年1月 前原会計事務所開設(現在に至る) 2011年4月 当社仮監査役 2011年6月 当社社外監査役 2014年6月 当社社外取締役(現任)	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>前原啓二氏は、公認会計士および税理士として財務・会計・税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有しております。同氏は業務執行者として会社経営に関与したことはないものの、独立かつ中立的な立場から監査等委員会および取締役会において適切な職務を遂行する能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	たに ばやし かず のり 谷 林 一 憲 (1964年2月25日生)	1986年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2002年10月 弁護士登録（兵庫県弁護士会） 2009年1月 沼田・谷林法律事務所開設 2018年2月 谷林一憲法律事務所に改称（現在に至る） 2019年6月 当社監査役（現任）	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>谷林一憲氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する幅広い知識を持つ専門家であり、経営全般並びにコーポレート・ガバナンスに豊富な経験・知見を有しております。同氏は業務執行者として会社経営に関与したことはないものの、独立かつ中立的な立場から監査等委員会および取締役会において適切な職務を遂行する能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	
4	い とう しん すけ 伊 藤 進 介 (1956年5月3日生)	1979年3月 大鵬薬品工業株式会社入社 2002年1月 同社役員待遇大阪支店長 2009年1月 同社執行役員人事部長 2016年5月 岡山大鵬薬品株式会社人事担当部長 2021年6月 当社監査役（現任）	一株
		<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>伊藤進介氏は、大鵬薬品株式会社において人事分野の業務に幅広く従事され、同社役員待遇大阪支店長、執行役員人事部長等を歴任し、豊富な経験・知見を有しております。そのため監査等委員会および取締役会において適切な職務を遂行する能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 前原啓二氏、谷林一憲氏及び伊藤進介氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 前原啓二氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社は、前原啓二氏、谷林一憲氏及び伊藤進介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額を廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会での議論を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の取締役会において、事業報告29頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的とした監査等委員会設置会社への移行と監査等委員である取締役の増員等に対応するため、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢など諸般の事情も考慮して、年額40,000千円以内とさせていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は、4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、取締役中尾伸太郎氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、取締役に対する退職慰労金は、事業報告29頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

中尾氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なか お 中尾 伸太郎	2015年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 2021年6月 当社専務取締役（現任）

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査役西川和紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

監査役西川和紀氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
にし かわ かず き 西 川 和 紀	2019年6月 当社監査役(現任)

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、取締役に対する株式報酬として、2018年6月28日開催の第51期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬につき、年額50,000千円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限50,000株とすることをご承認いただいております。

今般、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する定めを廃止し、あらためて、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して付与する譲渡制限付株式報酬につき、金銭報酬とは別枠で、年額50,000千円以内とし、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限を年50,000株とすることをご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）は5名となります。

本議案は、株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に対象取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他般の事情を考慮しており、相当であると考えております。

【譲渡制限付株式割当契約の内容】

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、30年間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当該取締役会が相当と認める理由がある場合を除き、当該取締役が割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

事業報告

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、慢性的な人手不足に伴う雇用・所得環境の改善を受けてゆるやかな回復傾向にあるものの、海外の政治情勢や金融政策の影響を受けて為替相場や金利水準が大きく変動するなど、先行きが不透明な状況が続いております。

当流通業界におきましては、個人消費の回復やインバウンド需要により好調に推移した分野もある一方で、全般には物価上昇に伴う消費者の節約志向の強まりを受けるなか、業種・業態を超えた競争が激しくなっており、引き続き今後の収益が見通しづらい状況となっております。

こうした状況下において、当社グループは卸売業の保有する商流・物流・商品開発・情報・金融など様々な機能を活かし、時代とともに変化する卸売業への要請に応えるべく、全社一丸となって取り組んでまいりました。中でも商流・物流のネットワークにおいては、取引先の要望にスピーディに対応できる体制を整えるとともに、商流・物流一体となった総合的な流通サービスの提案を推し進めてまいりました。また、感染症などから従業員の安全を確保するべく、労働環境の整備や衛生管理を徹底し、卸売業としての社会的使命を継続して果たせる体制を構築してまいりました。

上記の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は物価上昇の影響により消費者の節約志向が強まったものの概ね堅調に推移し、61,824百万円（前連結会計年度比0.4%増）となりました。利益面は、賃金の上昇や人材の積極採用に伴う人件費の増加、また物流センターにおける消耗品や保守費用の増加があったものの売上総利益の拡大が寄与して、営業利益は1,911百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。一方、不正取引に係る損害金に対し貸倒引当金を繰り入れたことや持分法投資損失が発生したことにより経常利益は1,929百万円（前連結会計年度比6.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,289百万円（前連結会計年度比8.4%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額（固定資産の取得に該当するもの）は4,967百万円でした。その主なものは、中部小牧物流センター建設（土地、建物及び機械装置における設備投資総額約67億円）に伴う支出が4,354百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資を目的として長期借入金1,900百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しにつきましては、引き続き雇用・所得環境の改善による景気回復が見込まれるものの、依然として不安定な国際情勢の影響もあり、先行きが不透明な状況が継続すると思われれます。

その中で当流通業界においては、インバウンド需要の高まりが見込まれる一方で、物価上昇による節約志向のさらなる強まりや、金利上昇や人件費の増加などに伴う収益環境の悪化も想定されるなど、当社を取り巻く経営環境は厳しい状態が続くと予想されます。

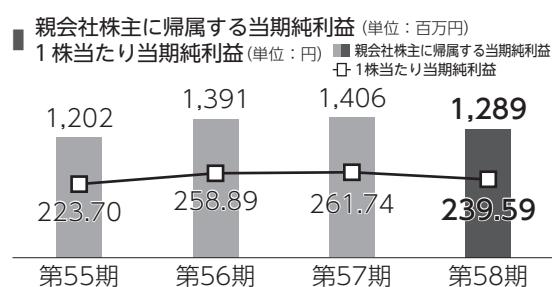
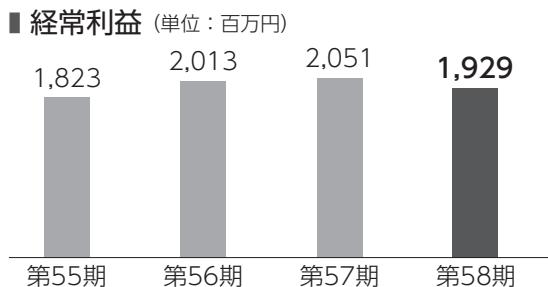
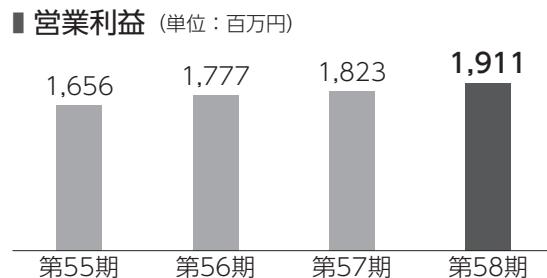
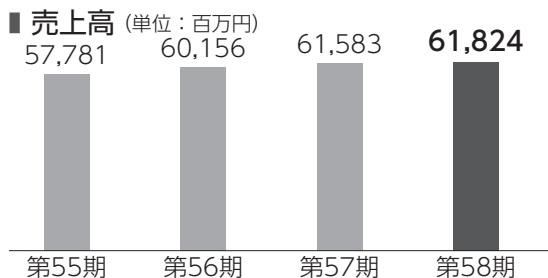
このような状況のもと当社グループは、卸売業が持つ様々な機能をより強化するとともに、広域化する取引先の営業展開に臨機応変に対応すべく商流・物流のネットワークを充実させ、取引先の利益拡大に貢献するとともにグループとしての収益の拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移
企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第55期 (2022年3月期)	第56期 (2023年3月期)	第57期 (2024年3月期)	第58期 (2025年3月期)
売上高(百万円)	57,781	60,156	61,583	61,824
営業利益(百万円)	1,656	1,777	1,823	1,911
経常利益(百万円)	1,823	2,013	2,051	1,929
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,202	1,391	1,406	1,289
1株当たり当期純利益(円)	223.70	258.89	261.74	239.59
純資産(百万円)	21,012	22,222	24,159	24,805
総資産(百万円)	30,110	31,353	33,139	36,296

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ブルーム	20百万円	100.0%	一般貨物自動車運送業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、主として日用消費財の卸売や、卸売業の機能を活かした物流業務受託を行っております。当社グループは卸売事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

(8) 主要な営業所及び物流センター (2025年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

当社本社 兵庫県姫路市
 営業拠点 東京 (東京都台東区)、名古屋 (名古屋市北区)、
 大阪 (大阪市淀川区)
 物流センター 宮城 (宮城県加美郡)、下妻 (茨城県下妻市)、
 川越 (埼玉県川越市)、厚木 (神奈川県厚木市)
 甲府 (山梨県甲府市)、山梨中央 (山梨県中央市)、
 大口 (愛知県丹羽郡)、小牧 (愛知県小牧市)、
 滋賀 (滋賀県長浜市)、高槻 (大阪府高槻市)、
 三箇牧 (大阪府高槻市)、加西 (兵庫県加西市)、
 姫路 (兵庫県姫路市)、福崎 (兵庫県神崎郡)、
 鳥栖 (佐賀県鳥栖市)

② 主要な子会社の事業所

株式会社ブルーム
 兵庫県姫路市、愛知県丹羽郡、大阪府高槻市、
 兵庫県加西市

(9) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数(人)	前連結会計年度末比増減(人)
192 (986)	1増 (16減)

(注) 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数(人)	前事業年度末比増減(人)	平均年齢	平均勤続年数
174 (677)	－ (16減)	40.4歳	14.3年

(注) 1. 使用人数は就業人数であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、正社員のみので平均値を記載しております。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社広島銀行	913百万円
株式会社伊予銀行	646百万円
株式会社みなと銀行	451百万円
株式会社百十四銀行	210百万円
三井住友信託銀行株式会社	180百万円
株式会社三菱UFJ銀行	30百万円
株式会社三井住友銀行	20百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,441,568株 (自己株式58,185株を含む)
 (3) 株主数 1,469名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
津 田 物 産 株 式 会 社	2,246,780株	41.74%
株 式 会 社 西 松 屋 チ ェ ー ン	591,100株	10.98%
ハ リ マ 持 株 会	174,340株	3.24%
光 通 信 株 式 会 社	158,400株	2.94%
株 式 会 社 み な と 銀 行	150,000株	2.79%
津 田 侑 紀	68,450株	1.27%
津 田 真 耶	62,740株	1.17%
茂 理 佳 弘	62,100株	1.15%
土 屋 匡 輝	60,000株	1.11%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	49,560株	0.92%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	津田隆雄	
代表取締役社長	津田信也	
専務取締役	中尾伸太郎	トランスポートネットワーク本部長 株式会社ブルーム代表取締役 アットスタッフ株式会社代表取締役
専務取締役	土屋匡輝	経営企画室長
常務取締役	三輪正俊	監査本部長
常務取締役	藤原稔也	ホールセール営業本部長
取締役	柳内成弘	経営管理本部長
取締役	前原啓二	公認会計士・税理士
常勤監査役	西川和紀	
監査役	谷林一憲	弁護士
監査役	伊藤進介	

- (注) 1. 取締役前原啓二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役谷林一憲氏及び伊藤進介氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役前原啓二氏、監査役谷林一憲氏及び伊藤進介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	退職慰労金	
取 締 役 (うち社外取締役)	186,791 (3,600)	161,820 (3,600)	24,971 (-)	8 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	8,700 (4,800)	8,400 (4,800)	300 (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	195,491 (8,400)	170,220 (8,400)	25,271 (-)	11 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名です。また、株式報酬として、2018年6月28日開催の第51期定時株主総会にて可決されました譲渡制限付株式報酬制度を導入しております（社外取締役は対象外）。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1991年4月20日開催の第24期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額25,271千円（取締役7名に対し24,971千円、監査役1名に対し300千円）。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等について、報酬等の内容決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬に関する方針
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社の水準、当社の業績、従業員水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
役員退職慰労金は、基本報酬、役位、在任年数に応じて退任時に支給するものとする。
- b. 業績連動報酬等に関する方針
該当事項はありません。
- c. 非金銭報酬等に関する方針
非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上に向けた取組みや株主の皆様とより一層の価値共有を促進することを目的とする譲渡制限付株式報酬とし、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、当社普通株式を交付するものとする。その額は取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して年額50,000千円以内とする。
- d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
取締役の個人別の基本報酬額については、代表取締役社長が担当業務、当社の実績、貢献度合い等を総合的に勘案して取締役会に提案し、審議のうえ決議するものとする。
譲渡制限付株式報酬は、取締役会において各取締役の割当株式数を決議するものとする。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役津田信也氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

ホ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

- ・取締役前原啓二氏は、当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

当事業年度においては、当社の会計監査人以外の独立した立場から監査部門への助言・指導を行いました。

- ・ 監査役谷林一憲氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会7回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
- ・ 監査役伊藤進介氏は、当事業年度に開催された取締役会13回、監査役会7回すべてに出席し、主に経営者としての見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63,500千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 誠実かつ公正な企業活動を通じて社会的責任を果たすとともに、社会生活においても法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範を制定します。
- (2) コンプライアンスの確実な実行のため、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、その委員は当社グループの取締役並びに執行役員で構成し、遵守事項の審議、活動方針策定、コンプライアンスに反する事案の聴取、調査等を行います。
- (3) コンプライアンス推進部門は総務人事チームとし、その推進責任者は経営管理本部長が務めます。その推進にあたっては、各本部長を推進担当者とし、コンプライアンスに関する相談窓口、啓蒙活動、委員会への報告等をその役割とします。
- (4) 当社グループの取締役及び使用人により、コンプライアンスに反する行為又は反する恐れがある場合は、通報窓口へ通報することとし、通報者が不利益な取り扱いを受けることがないように努めます。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他重要な情報を、別途定める「文書管理規程」に則り、適正に保存・管理します。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理についての基本方針の決定、推進体制の整備等、全社的な統括業務は経営管理本部長が行います。

- (2) グループ会社を含めた本部毎のリスク管理については、各本部長をリスク管理に関する統括責任者とし、現規程を遵守するとともに、現規程以外に新たに発生したリスクについては、分析・評価した上で新たに規則・マニュアルの作成、研修の実施等を行い、本部毎のリスク管理体制を確立します。
- (3) 不測の事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止めるためのリスク管理体制を整備します。
- ④ **当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 毎月1回定例取締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定と取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - (2) 各取締役の業務執行については、取締役会規則及び業務分掌規程並びに職務権限規程に基づき権限と責任等を明確にし、適正かつ効率的に業務が行われる体制とします。
- ⑤ **当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
 - (1) 当社及び子会社から成る企業集団の管理は、別途定める「関係会社管理規程」に則り、経営管理本部長が統括します。
 - (2) 当社の取締役等がグループ会社の役員に就任し、情報の共有を図るとともに、グループ会社の経営に関する監督機能及び経営管理体制の強化を図ります。
 - (3) 当社内部監査室は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施します。
- ⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役及び監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会が必要に応じて使用人を配置します。
- ⑦ **監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
 - (1) 監査役を補助すべき期間中、監査役の職務を補助すべき使用人の指揮権は監査役に移譲するものとします。
 - (2) 監査役を補助すべき使用人に対する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要するものとします。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 監査役は当社及び当社子会社の取締役会その他の重要な会議において、経営及び業務上の重要な事項の報告を受けるものとします。
- (2) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為並びに法令及び定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑩ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適正な職務遂行のために会計監査人、当社及び当社子会社の取締役と情報交換に努めるとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図ります。

⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る適正な内部統制システムを整備するとともに、その整備及び運用状況を継続的に評価し、必要があれば速やかに是正措置を行うものとします。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
「コンプライアンス行動基準」に反社会的勢力との関係を一切遮断する旨を規定しており、これらの勢力と一切関係を持ちません。
- (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は企業防衛協議会に加盟し、関連情報を収集して不測の事態に備えるとともに、反社会的勢力から接触を受けたとき、不当な要求等を受けたときは、ただちに警察等しかるべき外部機関と連携して組織的に対処いたします。その対応は総務人事チームが統括して行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

毎月1回定例取締役会を開催（当期は13回開催）し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の迅速な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に基づいて監査を実施し、取締役会に出席するほか、取締役、内部監査室等からその職務執行状況を聴取し、重要な計算書類等を閲覧し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

法令・社会倫理等を遵守し、社会的規範に沿った良識ある行動をとるための行動規範である「コンプライアンス行動基準」を制定しており、入社時に使用人全員に「誓約書」の提出を求めるとともに、新事業年度開始時に全役職員に回覧して周知しております。

内部監査室は、監査計画に基づいて、内部統制の整備・運用状況の評価を行うとともに、リスク管理状況等の内部監査を実施しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[17,734,816]	【流動負債】	[8,673,591]
現金及び預金	3,584,974	支払手形及び買掛金	4,187,664
受取手形及び売掛金	8,191,192	短期借入金	770,000
電子記録債権	1,321,957	1年内返済予定の長期借入金	379,972
商品	2,533,596	未払法人税等	381,067
前渡金	1,011,434	未払金	1,063,679
未収入金	1,059,249	設備関係未払金	1,438,437
その他	32,410	賞与引当金	104,760
貸倒引当金	△0	その他	348,009
【固定資産】	[18,561,812]	【固定負債】	[2,817,180]
(有形固定資産)	(13,895,503)	長期借入金	1,311,713
建物及び構築物	2,128,865	繰延税金負債	206,909
機械装置及び運搬具	1,195,496	再評価に係る繰延税金負債	232,331
工具、器具及び備品	197,586	役員退職慰労引当金	431,315
土地	4,317,025	退職給付に係る負債	444,630
建設仮勘定	6,056,528	その他	190,281
(無形固定資産)	(88,711)	負債合計	11,490,772
ソフトウェア	82,420	純資産の部	
その他	6,290	【株主資本】	[23,655,684]
(投資その他の資産)	(4,577,596)	資本金	719,530
投資有価証券	3,010,399	資本剰余金	763,336
長期貸付金	127	利益剰余金	22,223,043
繰延税金資産	14,626	自己株式	△50,225
その他	1,661,222	【その他の包括利益累計額】	[1,120,774]
貸倒引当金	△108,778	その他有価証券評価差額金	1,189,987
		土地再評価差額金	△69,213
		【非支配株主持分】	[29,396]
		純資産合計	24,805,855
資産合計	36,296,628	負債・純資産合計	36,296,628

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	61,824,355
売上原価	54,594,163
売上総利益	7,230,192
販売費及び一般管理費	5,318,399
営業利益	1,911,793
営業外収益	182,928
受取利息及び配当金	64,567
業務受託手数料	42,150
保険解約返戻金	27,975
その他	48,234
営業外費用	165,429
支払利息	8,248
持分法による投資損失	39,598
貸倒引当金繰入額	96,348
その他	21,234
経常利益	1,929,291
特別利益	4,249
固定資産売却益	4,249
特別損失	544
その他	544
税金等調整前当期純利益	1,932,997
法人税、住民税及び事業税	662,234
法人税等調整額	△19,507
法人税等合計	642,726
当期純利益	1,290,270
非支配株主に帰属する当期純利益	1,197
親会社株主に帰属する当期純利益	1,289,072

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	719,530	750,988	21,175,807	△58,269	22,588,057
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△241,836		△241,836
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,289,072		1,289,072
自己株式の取得				△38	△38
自己株式の処分・消却		12,348		8,081	20,429
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	12,348	1,047,235	8,043	1,067,627
当連結会計年度末残高	719,530	763,336	22,223,043	△50,225	23,655,684

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,605,791	△62,642	1,543,148	28,199	24,159,404
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△241,836
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,289,072
自己株式の取得					△38
自己株式の処分・消却					20,429
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△415,803	△6,570	△422,374	1,197	△421,176
当連結会計年度変動額合計	△415,803	△6,570	△422,374	1,197	646,451
当連結会計年度末残高	1,189,987	△69,213	1,120,774	29,396	24,805,855

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[15,804,523]	【流動負債】	[8,291,611]
現金及び預金	2,683,923	電子記録債権	96,018
受取手形	6,242	買掛金	4,125,860
電子記録債権	698,359	短期借入金	770,000
売掛金	7,788,503	1年内返済予定の長期借入金	379,972
商品	2,533,596	未払法人税等	317,191
前渡金	1,011,434	未払金	771,084
未収入金	1,050,790	設備関係未払金	1,438,437
その他の金	31,672	賞与引当金	95,014
貸倒引当金	△0	その他の負債	298,032
【固定資産】	[18,254,589]	【固定負債】	[2,804,843]
(有形固定資産)	(13,675,325)	長期借入金	1,311,713
建物	2,056,335	繰延税金負債	206,952
構築物	55,574	再評価に係る繰延税金負債	232,331
機械及び装置	1,159,078	退職給付引当金	432,784
車両運搬具	31,145	役員退職慰労引当金	430,780
工具、器具及び備品	194,752	その他の負債	190,281
土地	4,121,910	負債合計	11,096,455
建設仮勘定	6,056,528	純資産の部	
(無形固定資産)	(85,786)	【株主資本】	[21,841,882]
電話加入権	4,636	資本金	719,530
ソフトウェア	80,422	資本剰余金	763,336
その他の金	727	資本準備金	690,265
(投資その他の資産)	(4,493,477)	その他資本剰余金	73,071
投資有価証券	2,944,353	自己株式処分差益	73,071
関係会社株式	49,389	利益剰余金	20,409,242
出資金	43	利益準備金	179,882
従業員長期貸付金	127	その他利益剰余金	20,229,359
その他の金	1,608,341	別途積立金	18,200,000
貸倒引当金	△108,778	繰越利益剰余金	2,029,359
資産合計	34,059,112	自己株式	△50,225
		【評価・換算差額等】	[1,120,774]
		その他有価証券評価差額金	1,189,987
		土地再評価差額金	△69,213
		純資産合計	22,962,657
		負債・純資産合計	34,059,112

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	58,862,528
売上原価	51,761,718
売上総利益	7,100,809
販売費及び一般管理費	5,431,662
営業利益	1,669,147
営業外収益	274,620
受取利息	17,782
受取配当金	136,227
業務受託手数料	42,150
保険解約返戻金	27,975
その他	50,485
営業外費用	125,644
支払利息	8,248
貸倒引当金繰入	96,348
その他	21,047
経常利益	1,818,123
特別利益	2,550
固定資産売却益	2,550
特別損失	544
その他	544
税引前当期純利益	1,820,128
法人税、住民税及び事業税	576,000
法人税等調整額	△16,883
法人税等合計	559,116
当期純利益	1,261,012

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 株	株 資 合	主 本 計
		資 本 金	資 本 金	そ の 他	資 本 金	利 益	そ の 他	利 益			
準備金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	剰余金	
当 期 首 残 高	719,530	690,265	60,723	750,988	179,882	17,200,000	2,010,184	19,390,066	△58,269	20,802,316	
当 期 変 動 額											
剰余金の配当							△241,836	△241,836		△241,836	
別途積立金の積立て						1,000,000	△1,000,000	-		-	
当 期 純 利 益							1,261,012	1,261,012		1,261,012	
自己株式の取得									△38	△38	
自己株式の処分			12,348	12,348					8,081	20,429	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	12,348	12,348	-	1,000,000	19,175	1,019,175	8,043	1,039,566	
当 期 末 残 高	719,530	690,265	73,071	763,336	179,882	18,200,000	2,029,359	20,409,242	△50,225	21,841,882	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,605,791	△62,642	1,543,148	22,345,464
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△241,836
別途積立金の積立て				-
当 期 純 利 益				1,261,012
自己株式の取得				△38
自己株式の処分				20,429
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△415,803	△6,570	△422,374	△422,374
当期変動額合計	△415,803	△6,570	△422,374	617,192
当 期 末 残 高	1,189,987	△69,213	1,120,774	22,962,657

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

ハリマ共和物産株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊東 昌一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福井 さわ子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハリマ共和物産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

ハリマ共和物産株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸 事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊東 昌一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 さわ子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハリマ共和物産株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2025年5月26日

ハリマ共和物産株式会社
代表取締役社長 津田 信也 殿

ハリマ共和物産株式会社 監査役会
常勤監査役 西川 和紀 ㊞
社外監査役 谷林 一憲 ㊞
社外監査役 伊藤 進介 ㊞

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月に開催

基準日 定時株主総会 毎年3月31日
期末配当 毎年3月31日
(中間配当を行う場合 毎年9月30日)

単元株式数 100株

公告方法 電子公告の方法により行います。
公告掲載URL <https://www.harimakb.co.jp>
ただし、やむを得ない事由が生じたときは、
日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)

- ・株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
- ・特別口座に記録された株式に関する各種お手続きは、上記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。
- ・未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

(ご案内)

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

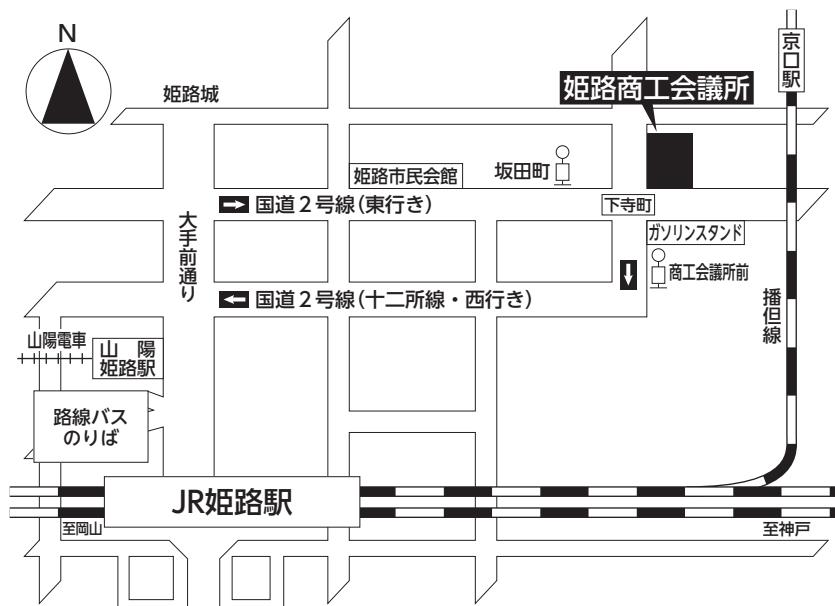
新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「株式数比例配分方式」をお選びいただく必要があります。

ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。

NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

株主総会会場ご案内略図

会場 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 5階 501号室
TEL 079-223-6551



【交通機関】

J R 姫路駅より北バスターミナル

⑬のりば 夕陽ヶ丘、鹿島神社行き
坂田町バス停下車、東へ約150m

⑤のりば 日出町、東姫路駅、阿保車庫行き
姫路商工会議所前バス停下車、北へ約100m